

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高狭山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字中鹿山字八幡久保四八 ○番四地先から 同市大字中鹿山字八幡久保四八○ 番一地先まで</p>		区 間
<p>一一・一〇 一一・八三</p>	<p>九・五〇 一一・八三</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一〇〇・〇〇</p>		延長 (メートル)
		備 考